

検艇・配艇

～ 審判員心得 ～

1. 競技会の成否は審判員によって決まる
2. 審判員とは失格をとることが任務ではない
3. 審判員は競技規則・使用機材に精通していることが大切である
4. 競技規則に基づき、公正・公平・安全をモットーとする
5. 役員間の連携を密にする
6. 服装は大会ごとに決められたふさわしいものとする
7. よりよい人間関係は大きな力となる

公益社団法人日本カヌー連盟 公認審判員の手引き

< 検艇員の基本事項 >

- 競技参加艇を測定し、計量する。また、ライフジャケットの点検等安全管理を行う。
- 競技規則に適合しない艇および未公認艇は、その競技会から除外する。
- 競技直後、競技委員会(競技本部)の決定により検艇を行い、その合否を競技委員会(競技本部)に報告する。
- 組み合わせ表・プログラム訂正・棄権届・選手変更届を事前に確認しておく。

☆艇の種類及び規格

	K-1	K-2	K-4	C-1	C-2	C-4
最大艇長(cm)	520	650	1,100	520	650	900
最小重量(kg)	12	18	30	14	20	30

→詳細は「競技規則第2章用艇の種類及び規格」参照。

☆安全対策

- 艇には浮力体を装備すること。
- ジュニア・ジュニアユースの選手は、競技中も練習中も常時7kg以上の浮力がある公認済みライフジャケットを着用する。

☆要領(例)

1. 大会および競技開始前、競技に参加する全ての艇の規格・測定及び安全装備の確認を行う。
2. それぞれの艇の規定に従い、検艇を行う。
→「競技規則第7条」参照。
3. 合格した艇にその競技会の検艇合格証を貼付する。
4. 用艇規格に合格しない艇で競技をした選手や同一型色競技衣服以外でペア、フォアに出場した選手は、その現状を保持したまま競技委員会(競技本部)に至急報告する。
5. 各レース終了後、競技委員会(競技本部)の決定により、3艇もしくはそれ以上の艇を無作為に選出し、検艇を行う。
その際、できるだけ艇及び諸部品の水分を拭き取る。
検査結果を記録し、その合否を競技委員会(競技本部)に報告する。

合格の場合

検艇責任者から、競技委員会(競技本部)に報告する。

不合格の場合

① 競技前に検艇で不合格があった場合

艇の規則違反について指示を与え、直させて再度検艇を行い、その旨を記録して競技委員会(競技本部)に報告する。

② 競技後に検艇で不合格の場合

当該選手に確認させ、不合格時の状態を保持する。 検艇責任者は競技委員会(競技本部)へ連絡し、指示を受ける。必要に応じてチームリーダーに立ち会わせる。

最終的に不合格の場合は紙面で事由をつけて報告する。当該選手へは口頭で回答する。

5. 競技の進行状況を常に把握し、無線等の発信には十分注意をする。
6. 競技の終わったチームの監督から、ゼッケンを回収する。
7. 選手が出艇する前に、乗艇台前方でプログラムのレース番号に沿って次のことを確認する。なお、大会の状況によっては艇番配布時に本人、ユニフォーム等チェックがある場合は省略できる。

- 選手のゼッケン番号による本人確認。
- 検艇合格証、艇番を正しくつけているかの確認。
- ユニフォームの確認、特にペア・フォアのユニフォームの確認。

<配艇員の基本事項>

競技会ごとに定められた配艇要領に従い配艇を行うとともに、艇の整備を要するときはこれを行う。

☆要領(例)

1. 選手に対して、艇番プレートの交付を行い、レース終了後検艇員と連携し回収する。
2. 配艇は、当該レースの発艇時刻 30 分前に行う。
3. レース毎に、配艇中のレース番号を放送し、掲示する。
4. 競技本部と連絡を密にし、選手の出艇・帰艇・組み合わせに誤りのないよう行う。

